

Nabeshima Labor Management

May 5 2018



働き方改革の実務 「長時間労働の是正」

長時間労働の是正は、次のようになります。

大企業：平成 31 年 4 月 1 日施行予定
中小企業：平成 32 年 4 月 1 日施行予定

原則

1 日 8 時間
週 40 時間

1 日 8 時間
週 40 時間

時間外労働

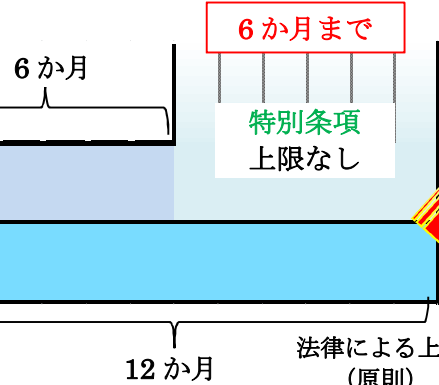
- ①時間外労働の上限は、**月 45 時間、かつ、年 360 時間**です。
②特別な事情がある場合は、特別条項付の労使協定が必要です。
③単月では、**休日労働を含んで、1 か月 100 時間未満**にしなければなりません。
④複数月では、2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の**いずれの平均においても、休日労働を含んで、月 80 時間以内**にしなければなりません。

改正

ここでの休日労働とは、労基法 35 条の法定休日をいいます。



限度時間
1 か月 45 時間
1 年 360 時間
法定労働時間
1 日 8 時間
1 週 40 時間



法律による上限（原則）
1 か月 45 時間
1 年 360 時間
法定労働時間
1 日 8 時間
1 週 40 時間

労使協定を例に
するとこうなり
ます。

延長することができる時間		
協定例（上限）	1日を超える一定の期間（起算日）	
	1ヶ月（毎月1日）	1年（4月1日）
	45時間まで	360時間まで

特別条項記載例（上限）

一定期間についての延長時間については 1 か月 45 時間、1 年 360 時間とする。ただし通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6 回を限度として「**1 か月 100 時間未満**」まで、「**1 年 720 時間まで**」延長することができる。

手法例として
は・・・

4 5 時間→6 か月
7 5 時間→6 か月
合計年間 7 2 0 時間



最後に、年次有給休暇の確実な取得です。
10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、**年 5 日**について毎年取得させることが、義務化されます。

《筆者：黒澤靖浩》

お知らせ

- ◆ 5 月以降、雇用保険関係で、マイナンバーの記載が必要な届出は、以下の通りです。
【資格取得届】 【資格喪失届】 【高齢雇用継続給付金】 【育児休業給付金】 【介護休業給付金】
◆ 入社、退職、給付金の手続きの際には、マイナンバーをお預かりいたします。
お手数おかけしますが、ご協力をお願いいたします。

自然との共生

自然の変化に戸惑っています。4 月 1 日「古賀志山」のカタクリの群生地を歩き、最高の気分を味わい、再度翌週行ってみたらダメでした。



22 日の休日、日光の「鳴虫山」、赤ヤシオと思い気持ちよく登ったのですが遅すぎました。全てが葉になっていて花は見られませんでした。ガッカリでした。これからの山歩きは高山植物が楽しみです。



わたしのひとこと

「働き方改革」法案が今国会に提出されました。この法案の実施にあたり、中小・小規模事業者への対策が追加されました。対策の手法は県労働局に「働き方改革推進支援センター」を設置し、「あらゆる手立て」を使ってこの法案の周知徹底を図るということです。問題視されているのが、中小・零細企業です。もう一つの問題は一定日数の年休の付与です。10 日以上有給休暇が付与されるすべての労働者に時季を指定して 5 日の有給を与えるということです。50 人の労働者がいる事業所では 50 人×5 日＝250 日分の労働力不足が生じます。この扱いは短時間のパートも同じです。この労働力不足分の補充をどう図ればよいのでしょうか？ 長時間労働の削減、有給の取得、そして賃上げ… それができる事業所ばかりではないと痛感しています。法改正による有給の取得が最優先されれば、定期昇給がおぼつかなくなるような気が致します。「経済の好循環」の行方が心配です。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

